

## 第20回戸籍制度に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：平成29年6月1日（木）16：00～17：31
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：窪田座長，石井委員，磯谷委員，大野委員，木村（敦）委員，木村（三）委員，坂本委員，須藤委員，高橋委員，辻委員，畑委員，三橋委員，小牧理事官，穂積課長補佐，渡邊民事第一課長，北村戸籍企画官，櫻庭補佐官，杉谷補佐官
- 4 概 要：法務省から配布資料に関する説明を行った。引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘がされた。

### 【戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための制度的検討事項について（1）】

- 情報提供ネットワークシステムを用いない情報連携については，その必要性，同システムを用いない合理性等を判断する必要があるのではないかと。
- ・ 戸籍制度にマイナンバー制度を導入するに当たって，マイナンバー連携というものがどのようなものを定義する必要があるのではないかと。
- 戸籍に記録することができる文字の取扱いについては，この機会に，俗字・誤字というものは使わないということを改めて認識した方が良いのではないかと。
- ・ 平成6年の戸籍法改正から約20年以上経過しているものの，依然として字形の差についても拘る国民が一定数いることも踏まえ，どうやって俗字・誤字の解消について働きかけをしていくのかが課題である。
- 改製不適合戸籍の解消に当たっては，何かしらの端緒があった方が対象者に説明しやすいのではないかと。
- 戸籍事務における連携情報の参照については，現在戸籍の範囲であれば，審査の多くは対応可能と考えられるが，戸籍法の規定に従っているかどうかを確認する際に，除籍も必要な場合もある。
- ・ 除籍まで対象範囲とすると，コストが掛かるため，必要性を踏まえ，費用対効果の観点から検討すべきではないかと。

以 上